

村方の古文書を読む

史料① 以書付奉申上候（質渡世開業二付）（野中家No.3705）

【翻刻】

以書付奉申上候

土井大炊頭領分武州埼玉郡上中条村年寄八兵衛
奉申上候、私儀田畑高合三拾五石余所持、家内六人
下男下女式人、都合八人暮二而農業渡世罷在候処、
村方ニおゐて金子融通方ニ差支候間、此度農
間質屋渡世相始申度候、尤故障筋聊以
無御座候、依之連印書付差上候間、御奥印
被成下、何卒其 御筋江御差出被成下置候
様、偏ニ奉願上候、以上

土井大炊頭領分

武州埼玉郡上中条村

嘉永六丑年六月 願人 年寄八兵衛 印

組合庄五郎 印

年寄和三郎 印

小林左治兵衛知行所

右村

名主作右衛門 印

日下色之丞知行所

同村

名主三郎右衛門 印

御取締筋

御惣代中

【読み下し文】

書付を以て申し上げ奉り候

土井大炊頭領分武州埼玉郡上中条村年寄八兵衛

申し上げ奉り候、私儀田畑高合三十五石余所持、家内六人

下男下女二人、都合八人暮らしにて農業渡世罷り在り候処、

村方におゐて金子融通方に差し支え候間、此度農間

質屋渡世相始め申し度く候、尤も故障筋聊か以て

御座無く候、これに依り、連印書付差し上げ候間、御奥印

成し下され、何卒其の御筋へ御差し出し成し下し置かれ候様、

偏えに願ひ上げ奉り候、以上

土井大炊頭領分

武州埼玉郡上中条村

嘉永六丑年六月 願人年寄八兵衛

組合庄五郎

年寄和三郎

小林左治兵衛知行所

右村

名主作右衛門

日下色之丞知行所

同村

名主三郎右衛門

御取締筋

御惣代中

史料② 離別状之事（平山（小）家No.1336）

【翻刻】

離別状之事

一、其許義、家内不和合ニ付

此度離別致し遣し申候

此後いつ方江縁付候とも

講^種無之候、仍而如件

文久元酉十月日 七五郎（爪印）

みつとの

【読み下し文】

離別状の事

一、其許義、家内不和合に付き、

此の度、離別致し遣わし申し候、

此の後、いづ方へ縁付き候とも

講（構）いこれ無く候、仍て件の如し

文久元酉十月日 七五郎（爪印）

みつどの